

【表】判決の違い（2023年9月時点）

	刑事訴訟高裁判決 (23年1月)	株主代表訴訟一審判決 (22年7月)	避難者訴訟最高裁判決（第二小法廷） (22年6月)
地震本部の長期評価 (2002)は信頼で きるか	敷地高さ10mを超える津波が襲来 するという現実的な可能性を認識 を備えた情報であったとは認めら れない。結果の予見を義務付け、 これによらなければ業務上過失罪 が成立するというに足りるまでの 十分な根拠等を伴うような性質の 情報であったということについて 合理的な疑いをを超える証明は、不 十分である。	地震本部の目的・役割、 メンバー構成や議論のプロ セス、一定の理学的根 拠を示していることなど から、相応の科学的信頼 性がある。原発を運転す る会社の取締役として、 長期評価の知見に基づく 津波対策を講ずることを 義務付けられるものだっ た。	三浦守裁判官の反対意見 多数派判決 地震防災対策の強化等を図る ために、地震に関する総合的 な評価の一環として、三陸沖 から房総沖にかけての将来の 地震活動の発生に関する評価 を行なったものであり、それ までに得られている科学的、 専門技術的知見を用いて適切 な手法により行われたことに ついて、基本的な信頼性が担 保されたものということがで きる。
水密化は可能だった か	事後的に得られた情報や知見を前 提にしているとしか解せず、被告 人らの責任を論じる上で採用でき ない。	東海第二が水密扉を設置 していたことや、浜岡が 浸水前提とした津波対策 をしていたことなどか ら、水密化を容易に着想 して実施し得た。	国内や国外の原発で水密化の 実績があったことから、水密 化の措置は十分に可能で、十 分早期に完成した。
事故は避けられたか	東京電力が得ていた試算結果によ るシミュレーションと本件地震に よる実際の津波再現による結果で は、津波の高さ、侵入方向、浸水 深さなどが大きく異なり、試算結 果による対策を講じていたとして それが実際に奏功したという証 明はない。	建屋の水密化自体でも事 故時の津波の浸水を防ぐ のに十分であつた上、重 要機器室の水密化によつ て浸水を阻むという多層 的な津波封策となつてい たことから、本件津波に よる電源設備の浸水を防 ぐことができた可能性が 十分にあった。	安全上の余裕を考慮して、適 切な設計を行い、水密化等の 措置が講じられていれば、事 故時の津波に対しても、非常 用電源設備を防護する効果を 十分にあげることができた。 それによって本件事故を回避 できた可能性が高い。